

# 国家戦略特区追加提案ヒアリング資料

平成 27 年 1 月 23 日  
秋田県仙北市

**農家民宿等が提供する農業体験サービスに関する旅行業法の規制緩和について  
(新規追加提案)**

現 状	提 案
<p><b>▼仙北市の現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙北市の農山村地域では米の生産を主力としているが、昨今の米価下落の影響を大きく受けている。反面、農家民宿等の経営を通じた交流の推進により地域活力の向上も図られている。</li> <li>・「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について」（平成 15 年 3 月 20 日付け国総観旅第 526 号）により、農家民宿個々での運送・宿泊サービス提供は旅行業法に抵触しないとなっているが、農家民宿の団体等が取り扱う運送・宿泊サービス提供は旅行業法に抵触することからグリーンツーリズム推進のネックとなっている。</li> <li>・仙北市の積極的なグリーンツーリズムへの取り組みは全国からも注目されているものの、市内の農家民宿等で構成される団体からは、更に活動の広がりを考える上でもっと旅行業法の制約を緩和し、地域内での旅行企画・募集等にも取り組める環境を整備してもらいたいという要望がある。</li> </ul> <p><b>▼事業実施を困難とさせている根拠法令等の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業法第 3 条（登録） 旅行業法第 2 条第 1 項～第 5 項で定義されている旅行業は、観光庁長官に登録をしなければならない。</li> </ul>	<p><b>▼実施したい事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家民宿等もしくは農業生産法人で構成される団体等においては、仙北市内にて催行する旅行の企画、契約、募集、実施、代金回収を旅行業の資格を持たなくても実施可能とする。</li> <li>・その旅行には必ず農林業体験を組み入れ、低迷している農業者所得の向上や都市農村交流・国際交流を推進しつつ、中山間地域の活性化を図る。</li> </ul> <p><b>▼新たな措置の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家民宿等あるいは農業生産法人で構成される団体等が、所在する市町村内の旅行企画、契約、募集、実施、代金回収をする場合は旅行業法の適用を除外する。</li> </ul> <p><b>▼期待される効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験をツアーに組み入れることで、農業収入に頼らない安定経営を期待できる。</li> <li>・旅行企画等を実施することで、農家や農家民宿だけが潤うのではなく、観光客を地域内に循環させることで経済波及効果や、まち全体の活気につながる。</li> <li>・市内のグリーンツーリズムを推進する各団体の更なる活動の広がり、交流の促進が図られる。</li> </ul>



# 仙北市の農家民宿について

## 農家民宿の分布



## 家民宿宿泊者推移と外国人宿泊推移 (人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	備考
平成24年	農家民宿宿泊者数	1,078	726	460	444	1,276	636	1,023	1,201	1,122	1,061	682	493	10,202	
	うち外国人宿泊者数	18	5	5	2	6	4	130	6	32	37	50	11	306	
平成25年	農家民宿宿泊者数	656	701	454	534	1,367	498	742	1,077	1,035	1,415	967	611	10,057	
	うち外国人宿泊者数	0	22	0	28	15	3	65	17	22	94	23	11	300	
平成26年	農家民宿宿泊者数	689	938	540	439	1,642	616	821	1,190	767	1,461	581	530	10,214	
	うち外国人宿泊者数	13	15	5	16	24	138	35	41	32	187	28	31	565	



**農業生産法人の育成強化に伴う耕作放棄地の防止策**  
 (平成 26 年 8 月提案「民間投資拡大のための農業生産法人の要件緩和」に関する課題への対応策)

現 状	提 案
<p>▼<u>農業生産法人の育成強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法第 6 条                      農業生産法人の報告義務                      生産等事業の状況を年 1 回決算後報告                      農業生産法人の要件を満たさない時は、必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p>▼<u>耕作放棄地・無断転用の未然防止策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法第 30 条                      農地パトロール                      毎年農地の利用状況調査を実施                      遊休農地等については、指導・是正勧告</li> </ul>	<p>農業生産法人の育成と農地の管理を所掌する下記の組織を条例に基づき設置し、農業生産法人に関する農地管理・利用の一元化を促進する。</p> <p>目 的：農業生産法人の育成強化と耕作放棄地・無断転用の未然防止を目的とする。</p> <p>名 称：仙北市農業生産法人育成戦略会議（仮称）</p> <p>構 成：市・農委・商工会・税理士・地元金融機関等</p> <p>業 務：①農業生産法人の経営の把握                      年 2 回（上半期・下半期）報告の義務化                      ②経営改善と指導                      ③農地の生産・管理状況の把握                      ④経営再生支援対策（新たな融資制度も検討）                      ⑤耕作放棄地となる恐れがある場合の農業者等への農地斡旋</p>